

重要事項説明書

1, 当事業所の概要等

事業所名	公益財団法人豊郷病院 訪問看護ステーション レインボウとよさと (サテライト レインボウはたしょう)
所在地	滋賀県犬上郡豊郷町石畑199-7 (滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216-1)
事業者番号	2561890019 号
管理者及び連絡先	レインボウとよさと 管理者 西川 くるみ 電話:0749-35-3035 FAX:0749-35-4799 (サテライトレインボウはたしょう 電話:0749-37-8181 FAX:0749-37-8182) 営業時間外は転送(携帯電話)に切り替わります。
サービス提供地域	愛荘町・犬上郡・彦根市(厚生労働大臣が定める中山間地域を除く)・ 東近江市 通常のサービス提供地域は、交通費はいただきません。 ただし、地域外の利用も可能ですが、この場合に限り地域外より1km 毎に100円実費負担とします。
職員体制	管理者 1名 スタッフ 17名 職 種 看護師・作業療法士・理学療法士・事務員
営業日・時間	平日 8:30 ~ 16:50 土曜日 8:30 ~ 12:40 日曜・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)休み ただし、24時間対応体制によりその限りではありません。
当事業所業務の概要	1) 病状・障害・全身状態の観察 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話 3) 褥瘡の予防・処置 4) リハビリテーション 5) ターミナルケア 6) 認知症の看護や精神・心理的看護 7) 療養生活や介護方法の助言 8) カテーテル等の交換・管理 9) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による看護処置

介護

- (5) 訪問看護の提供により事故発生した時は、次のとおりとします。
- 1) 直ちに訪問看護ステーションの管理者・当該利用者の家族・母体である豊郷病院・当該利用者の市町村・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - 2) 訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (6) 利用料金は別紙のとおりです。
- 1時間30分を超過する場合は(特別管理加算対象ではない)保険外対象のため30分毎に1,000円自己負担となります。
- (7) 自然災害により訪問看護の移動に危険を伴う恐れがある場合、時間・日程を調整させていただくことがありますのでご了承ください。
- (8) 平時より非常災害対策(個別計画・連携体制)を行い、有事においては関係機関との連携を行っていきます。
- (9) 感染症の発生及び蔓延に関する取り組みの徹底を求める観点から母体病院における感染委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行い感染予防に努めます。
- (10) 災害及び感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制、業務継続に向けた計画等の策定等実施しています。
- (11) 利用者に緊急事態が生じた時は、次の対応を行います。
- 1) 利用者に緊急事態が生じて、かかりつけの医師(主治医)より対応を求められたときは、原則として主治医の指示のもとで訪問看護を開始します。
 - 2) 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととします。なお、医師への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じ、そのことを速やかに医師や管理者に報告します。
- (12) 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の機会を確保します。

6. 本社の概要

名称・法人種類別	公益財団法人 豊郷病院
代表者	川上 賢三
本社所在地・電話	滋賀県犬上郡豊郷町八目12番地 0749-35-3001
本社事業所数	豊郷病院 ・ 訪問看護ステーション(レインボウ3カ所) ・ 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 ・ デイサービスセンター・ グループホーム 訪問リハビリセンター
第三者評価の実施状況	無

利用料金表(介護保険)1割負担表

	20分未満 (313単位)	30分未満 (470単位)	30分以上60分未満 (821単位)	60分以上90分未満 (1125単位)
訪問看護費	313円	470円	821円	1125円
	* (20分未満の要件)週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。			
理学療法士等による訪問看護費 (293単位)	1回あたり 293円 (1回 20分) * 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の90/100 * 1週間に6回を限度に算定する。			
加 算	特別管理加算 (Ⅰ)500単位)	特別管理加算(Ⅰ) 500円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
	(Ⅱ)250単位)	特別管理加算(Ⅱ) 250円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。	
	緊急時 訪問看護加算 (574単位)	574円/月	24時間体制をとっている訪問看護ステーションを利用し、緊急時対応を希望される場合には契約が必要になります。緊急訪問や電話での対応をするサービスです。 早朝(午前 6時～午前 8時)25/100加算 夜間(午後 6時～午後10時)25/100加算 深夜(午後10時～翌朝 6時)50/100加算 * 早朝・夜間・深夜の加算は、1月のうち2回目以降に算定します	
	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)6単位) (Ⅱ)3単位)	(Ⅰ)6円/回 (Ⅱ)3円/回	事業所の専門性の評価として研修等を実施して下記の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当すれば加算されます。 (Ⅰ)看護師等のうち勤続7年以上の割合が30%以上 (Ⅱ)看護師等のうち勤続3年以上の割合が30%以上	
	長時間訪問看護加算 (300単位)	300円/回	特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に算定されます。特別管理加算の対象者でない場合は30分毎に1000円自己負担となります	
	退院時 共同指導加算 (600単位)	600円/回	入院・入所中に訪問看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、1回(特別な管理を要する方の場合、2回)に限り算定されます。	
	初回加算 (300単位)	300円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に算定されます。 (ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は、算定されません。)	

ターミナルケア 加算 (2000単位)	2000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。 ※死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上
複数名訪問加算 (Ⅰ) 30分未満 (254単位) 30分以上 (402単位)	30分未満 254円/回 30分以上 402円/回	○2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等の訪問看護が困難と認められる場合。
複数名訪問加算 (Ⅱ) 30分未満 (201単位) 30分以上 (317単位)	30分未満 201円/回 30分以上 317円/回	○看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 看護師等の指導の下に看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問わない。

* 特別管理加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定対象外

* 区分支給限度基準額を超える場合は、その点数の10割を実費負担とさせていただきます。

その他の料金(保険外料金)

死後の処置	死後のご遺体のお世話	12,000円(材料・税込み)
通常の訪問看護サービス以外	保険を使えないとき	1時間 8,000円
外出の同行	映画・お買い物に同行	1日 50,000円
外泊同行	旅行に同行	1泊2日 100,000円

利用料金表(介護保険)2割負担表

訪問看護費	20分未満 313(単位)	30分未満 (470単位)	30分以上60分未満 (821単位)	60分以上90分未満 (1125単位)
	626円	940円	1642円	2250円
* (20分未満の要件)週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。				
理学療法士等による訪問看護費 (293単位)	1回あたり 586円 (1回 20分) * 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の90/100 * 1週間に6回を限度に算定する。			
加 算	特別管理加算 (Ⅰ)500単位)	特別管理加算(Ⅰ) 1000円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
	(Ⅱ)250単位)	特別管理加算(Ⅱ) 500円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。	
	緊急時 訪問看護加算 (574単位)	1148円/月	24時間体制をとっている訪問看護ステーションを利用し、緊急時対応を希望される場合には契約が必要になります。緊急訪問や電話での対応をするサービスです。 早朝(午前 6時～午前 8時)25/100加算 夜間(午後 6時～午後10時)25/100加算 深夜(午後10時～翌朝 6時)50/100加算 * 早朝・夜間・深夜の加算は、1月のうち2回目以降に算定します	
	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)6単位) (Ⅱ)3単位)	(Ⅰ)12円/回 (Ⅱ)6円/回	事業所の専門性の評価として研修等を実施して下記の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当すれば加算されます。 (Ⅰ)看護師等のうち勤続7年以上の割合が30%以上 (Ⅱ)看護師等のうち勤続3年以上の割合が30%以上	
	長時間訪問看護加算 (300単位)	600円/回	特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に算定されます。特別管理加算の対象者でない場合は30分毎に1000円自己負担となります	
	退院時 共同指導加算 (600単位)	1200円/回	入院・入所中に訪問看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、1回(特別な管理を要する方の場合、2回)に限り算定されます。	
	初回加算 (300単位)	600円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に算定されます。 (ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は、算定されません。)	

ターミナルケア 加算 (2000単位)	4000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。 ※死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上
複数名訪問加算 (I) 30分未満 (254単位) 30分以上 (402単位)	30分未満 508円/回 30分以上 804円/回	○2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等の訪問看護が困難と認められる場合。
複数名訪問加算 (II) 30分未満 (201単位) 30分以上 (317単位)	30分未満 402円/回 30分以上 634円/回	○看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 看護師等の指導の下に看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問わない。

- * 特別管理加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定対象外。
- * 区分支給限度基準額を超える場合は、その点数の10割を実費負担とさせていただきます。

その他の料金(保険外料金)

死後の処置	死後のご遺体のお世話	12,000円(材料・税込み)
通常の訪問看護サービス以外	保険を使えないとき	1時間 8,000円
外出の同行	映画・お買い物に同行	1日 50,000円
外泊同行	旅行に同行	1泊2日 100,000円

利用料金表(介護保険)3割負担表

	20分未満 (313単位)	30分未満 (470単位)	30分以上60分未満 (821単位)	60分以上90分未満 (1125単位)
訪問看護費	939円	1410円	2463円	3375円
	* (20分未満の要件)週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。			
理学療法士等による訪問看護費 (293単位)	1回あたり 879円 (1回 20分) * 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の90/100 * 1週間に6回を限度に算定する。			
加 算	特別管理加算 (Ⅰ)500単位)	特別管理加算(Ⅰ) 1500円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
	(Ⅱ)250単位)	特別管理加算(Ⅱ) 750円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。	
	緊急時 訪問看護加算 (574単位)	1722円/月	24時間体制をとっている訪問看護ステーションを利用し、緊急時対応を希望される場合には契約が必要になります。緊急訪問や電話での対応をするサービスです。 早朝(午前 6時～午前 8時)25/100加算 夜間(午後 6時～午後10時)25/100加算 深夜(午後10時～翌朝 6時)50/100加算 * 早朝・夜間・深夜の加算は、1月のうち2回目以降に算定します	
	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)6単位) (Ⅱ)3単位)	(Ⅰ)18円/回 (Ⅱ)9円/回	事業所の専門性の評価として研修等を実施して下記の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当すれば加算されます。 (Ⅰ)看護師等のうち勤続7年以上の割合が30%以上 (Ⅱ)看護師等のうち勤続3年以上の割合が30%以上	
	長時間訪問看護加算 (300単位)	900円/回	特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に算定されます。特別管理加算の対象者でない場合は30分毎に1000円自己負担となります	
	退院時 共同指導加算 (600単位)	1800円/回	入院・入所中に訪問看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、1回(特別な管理を要する方の場合、2回)に限り算定されます。	
	初回加算 (300単位)	900円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に算定されます。 (ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は、算定されません。)	

ターミナルケア 加算 (2000単位)	6000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。 ※死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上
複数名訪問加算 (Ⅰ) 30分未満 (254単位) 30分以上 (402単位)	30分未満 762円/回 30分以上 1206円/回	○2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等の訪問看護が困難と認められる場合。
複数名訪問加算 (Ⅱ) 30分未満 (201単位) 30分以上 (317単位)	30分未満 603円/回 30分以上 951円/回	○看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 看護師等の指導の下に看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問わない。

* 特別管理加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定対象外。

* 区分支給限度基準額を超える場合は、その点数の10割を実費負担とさせていただきます。

その他の料金(保険外料金)

死後の処置	死後のご遺体のお世話	12,000円(材料・税込み)
通常の訪問看護サービス以外	保険を使えないとき	1時間 8,000円
外出の同行	映画・お買い物に同行	1日 50,000円
外泊同行	旅行に同行	1泊2日 100,000円

重要事項説明確認欄

本書面にもとづき重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所所在地 滋賀県犬上郡豊郷町石畑199-7
(滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216-1)
事業所名 公益財団法人豊郷病院 訪問看護ステーションレインボウとよさと
(サテライト レインボウはたしょう)
事業所管理者 西川くるみ

説明者 _____ 印

私は、本書面により事業所から重要事項の説明を受けました。

年 月 日

本人

住所：

氏名：

電話：

署名代理人

住所：

氏名： _____ 続柄

電話：
